

人権について考えてみませんか

問 子育て健康課 子育て支援係 ☎(84)5544

町では人権週間に合わせて役場2階で次のとおり展示を行うほか、12月7日(土)には特設人権相談を実施します。この機会に「人権」について考えてみませんか。(6面「学びの広場」にて関連記事)

イベント名	日時・会場	内容
人権メッセージ展	12月4日(水)～10日(火) 平日の午前8時30分～午後5時 (最終日は午後3時まで) 役場2階 税務課横	文化、芸術、スポーツなど各界で活躍されている方々からの人権に関するメッセージをパネルにし、役場2階税務課横の相談室において展示します。
特設人権相談 (相談無料・秘密厳守)	12月7日(土) 午後1時～3時 (受付は午後2時30分まで) 町民文化センター 第二・三練習室	家庭内や近隣のことで困ったことや、職場や学校でのいじめ、体罰など皆さまの人権に関する相談に、人権擁護委員が応じます。話す気持ちが軽くなるかもしれません。
特定失踪者パネル展	12月11日(水)～17日(火) 平日の午前8時30分～午後5時 (初日は午前11時より) 役場2階 税務課横	北朝鮮による拉致問題を風化させないために、県ゆかりの失踪者の方に関するパネルを展示します。

■人権週間 12月4日(水)～10日(火)
昭和23年(1948年)12月10日に世界人権宣言が採択されたのを記念し、国際連合はこの日を「人権デー」と定めました。我が国では、この「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

■北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日(火)～16日(月)
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、法律により「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が定められました。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

挑戦! まつだマイスター検定

平成31年4月に開校した新しい松田中学校の校章デザインは何をデザインのベースにしているでしょうか。(答えは6面)

- ① みかんの花
- ② 松田山
- ③ 桜の花
- ④ コスモス

住民票などに旧氏の併記ができるようになりました

住民票やマイナンバー(個人番号)カードなどに旧氏を併記できるようになりました。旧氏とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人の戸籍や、除かれた戸籍に記載されています。旧氏を併記するには、町民課窓口サービス係で手続きが必要です。

○旧氏が併記されるもの

住民票の写し、印鑑登録証明書、マイナンバーカードまたは通知カード、公的個人認証サービスの署名用電子証明書

○手続きに必要なもの

- ・併記を希望する旧氏の記載されている戸籍謄本から現在の氏まで繋がる全ての戸籍謄本
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・本人確認書類(官公署発行の顔写真付証明書等《運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど》の場合は1点、健康保険証、介護保険証、年金手帳などの場合は2点)
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)(旧氏で印鑑登録する場合は、登録する印鑑)

※併記できる旧氏は1人1つのみです。旧氏の登録をすると、住民票の写しやマイナンバーカードなど、旧氏併記可能書類の全てに併記され、現在の氏と旧氏の両方が必ず表示されます

※登録された旧氏は、現在の氏に変更があった場合も引き続き記載されますが、変更直前の氏に変更できます

問 町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225

戸籍謄抄本や住民票の写しなどの証明書の請求や届出時に本人確認を行っています

戸籍謄抄本や住民票の写しなどを不正に請求されたり、戸籍や住所に真実でない記載がされたりしないよう、本人確認を行っています。窓口でご提示いただく本人確認書類は次のとおりです。ご協力ください。

【A】1点の本人確認書類

官公署が発行した顔写真付き本人確認書類

- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・運転免許証
- ・旅券(パスポート)
- ・在留カード、特別永住者証明書
- ・住民基本台帳カード(顔写真付き)
- ・国もしくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書など(船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)、療育手帳など)
- ・国もしくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で顔写真付きのもの

【B】複数の本人確認書類(イから2点、または、イとロから1点ずつの2点で確認)

【イ】

- ・国民健康保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・共済組合員証
- ・国民年金手帳
- ・年金証書
- ・共済年金もしくは恩給の証書
- ・住民基本台帳カード(顔写真なし)
- ・生活保護受給者証 など



【ロ】

- ・学生証(顔写真付き)
- ・法人が発行した身分証明書(顔写真付き)
- ・国もしくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書で顔写真付きのもの、またはこれらに準ずるものとして適当と認める書類

- ①口頭で内容を確認することがあります。
 - ②【A】【B】の本人確認書類で有効期限切れのものはお取扱いできません。
 - ③提示された証明書を記録・複写する場合があります。
 - ④個人番号通知カードは本人確認書類としてお取扱いできません。
 - ⑤戸籍を請求するときは、本籍地(地番)と筆頭者氏名の確認が必要です。
 - ⑥戸籍に関する証明書の請求の場合、請求できる方は戸籍に記載されている本人・その配偶者(夫・妻)・直系尊属(父母・祖父母など)・直系卑属(子・孫など)です(松田町にある戸籍でその続柄が確認できない場合は、続柄を確認できる戸籍謄本などをご用意ください)。それ以外の方(代理人)が窓口に来られる場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
 - ⑦住民票等関係証明書請求の場合、請求できる方は本人・本人と同一世帯の方のみです。それ以外の方(代理人)が窓口に来られる場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
 - ⑧住民票等関係証明書請求の場合で、上記の本人確認書類での確認ができないときは、預金通帳、診察券(氏名と生年月日もしくは住所の記載されたもの)などでも取扱いできる場合があります。
- 問 町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225

12月29日～1月3日のコンビニ交付(住民票の写し・印鑑登録証明書)について、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど一部のコンビニなどでサービスを停止いたしますのでご注意ください。

～コンビニ交付を利用するためには、マイナンバーカードが必要です～

問 町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225